



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会社名 株式会社 東京自働機械製作所
代表者名 取締役社長 市川 孝
(コード番号 6360 東証第 2 部)
問合せ先 総務部長 谷口 輝雄
(TEL. 03-3866-7171)

定款の一部変更の追加に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 5 月 15 日に発表いたしました平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議する「定款の一部変更の件」に、下記のとおり変更事項の追加を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

第 60 回定時株主総会において、社外取締役が選任される予定であることから、社外取締役が期待される役割を十分に果たせるよう損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨規定を定めるものであります。

なお、本規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は下記の表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日 (木曜日)

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

以 上